

一般社団法人 埼玉県損害保険代理業協会

運営規則

(入会金)

第 1 条 正会員、賛助会員の種類にかかわらず5,000円とする。

(正会員)

第 2 条 正会員は代理店主または代理店主より委任を受けた同一代理店の代表者とする。代表者の変更は募集人登録抹消の他は毎年の登録時にしか出来ない。

2 前項により代表者が正会員になる場合は、代理店主が募集従事者の場合は一般会員として登録する。

(会 費)

第 3 条 会員の種類により次の年会費を負担する。

2 正会員は代表者名、一般会員は募集人登録者名を届け出て、その合計人数により定められた会費を負担する。(下記には日本代協分 10,000円を含む)

イ) 5名以内は24,000円

ロ) 5名超は29,000円

3 賛助会員は20,000円を1口として整数口とする。

4 期間途中入会の会費は別途定める会計規則により負担する。

(会費の徴収)

第 4 条 年会費は5,000円の所要回数払い、又は一括払いで納付するものとする。端数が生じる場合は最終回で調整する。

2 年会費とは別に個別事業参加のための費用を随時徴収することがある。

(会費不払いによる退会)

第 5 条 年会費不払いで会員が自ら退会手続きをとらない場合は、次に定める手続きののち退会とする。

2 当会が定める納付期限を過ぎ、事務局より書状による未納の連絡をしてから1ヶ月を経過しても納付されない。

3 さらに内容証明郵便にて催告してから1ヶ月を経過しても納付されない場合は、催告書送付の日にさかのぼって退会とみなす。

4 上記後の直近に開催される理事会において、手続きの経過を報告し、退会の承認を得る。

(権利の喪失)

第 6 条 会員が退会した時は、その理由を問わず、既納の会費その他拠出金等の返還請求する権利や本会に対する一切の権利を失う。

(役員を選任方法)

第 7 条 各支部は県役員推薦枠を11名以上15名以内とする。

2 各支部は推薦枠のうち所属会員数割りの理事候補を決め、理事候補以外を運営委員として選任する。理事候補は理事又は運営委員の経験者でなければならない。

3 支部より推薦を受けた理事候補を理事会が精査し、必要な場合は追加して総会に推薦し、総会で選任する。

4 理事会は正会員理事候補の中から会長予定者を、理事候補の中から副会長予定者を選出し、総会で紹介する。

5 総会後に初めて開催される理事会で会長・副会長を正式に選任する。副会長の順位を決め、専務理事は会長の意向を受けて理事会で選任する。

(運営委員)

第 8 条 上記第 7 条 2 項で選出された運営委員、及び総会で選任された理事の総称を「運営委員」と呼び、運営委員会を構成する。

- 2 運営委員は県主催の事業・委員会活動・支部活動を積極的に支える役割を担う。
- 3 運営委員は県全体の運営については専務理事の指示により活動する。
- 4 運営委員は支部では支部長のもと副支部長・会計等の役務を分担し支部活動を円滑遂行するよう努力する。
- 5 運営委員は必ず常設の委員会に所属しなければならない。
- 6 運営委員会は年 1 回以上の全体集会を開催する。

(常設の委員会)

第 9 条 組織委員会、教育委員会、広報委員会、企画環境委員会、親睦委員会を常設し、特別委員会は必要に応じて理事会の決議で設置する。

- 2 理事及び運営委員は必ずいずれかの常設委員会の委員を兼務する。但し会長・副会長・専務理事・支部長は委員を免除する。
- 3 各支部は各委員会に 2 名以上の委員を派遣しなければならない。そのほか会員であれば種類を問わず、会長の直接の委嘱を受けて委員に就任できる。
- 4 委員会の役員選出は互選とし、委員長 1 名、副委員長若干名を置く。

(役員の補充)

第 10 条 理事と監事を除く役員の定員までの補充は、理事会で決議でき、その任期は残余の任期とする。

(総会の招集)

第 11 条 総会の招集は書面によって正会員及び賛助会員に行う。

- 2 一般会員理事への招集は行うが、その他の一般会員の招集案内は省略する。

(総会の発言権及び議決権)

第 12 条 一般会員及び賛助会員は総会に出席できるが定足数に数えられず、発言権及び議決権はない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般会員理事は総会に付議された事項の発言権のみ認める。

(支部)

第 13 条 県内に 4 つ以上の支部を置き、地域に根ざした活動を図る。

- 2 支部には次の役員を置く。支部長、副支部長若干名、常設委員会の委員各 2 名以上。

(費用弁済)

第 14 条 役員や委員会委員が担当の会議や催事に出席する場合は交通費の費用弁済を受けられる。会長・副会長がその役務により、所属支部以外の県内の会議や催事に出席する場合は、交通費や会費の費用弁済を受けられる。

(事業への参加)

第 15 条 特に制限を設けていない事業には正会員と一般会員は区別なく参加できる。賛助会員は招請があった事業にのみ参加できる。

(顕彰)

第 16 条 本会の発展や活動に特別に寄与された会員を総会において顕彰する。

(正会員の慶弔規定)

第 17 条 正会員の逝去に際しては香典を支出する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会の活動に特別に貢献された方の逝去の場合は会長・副会長が協議の上相応の対応をとる。

(緊急対応)

第 18 条 定款及びこの規則に定めのない緊急に解決しなければならない事項は、会長が副会

長の下承を得て対応し、直近に開催される理事会に報告しなければならない。

(確定数の基準日)

第19条 第3条、第7条の基準は該当年の1月1日現在とする。

(運営規則の変更)

第20条 この運営規則は理事会において変更することができる。

2 改定する議案は定款27条規定により事前に理事に通知しなければならない。

3 理事会が本規則の変更を決議するときは、出席理事の3分の2以上をもって決する。

附 則 この規則は平成20年5月23日より即時に施行する。

2 第3条の正会員の年会費は平成21年度より徴収開始とする。